

調査項目に対するアンケート結果及び事務局案

※凡例  
 実現可能と思われる事項：○  
 実現可能と思われるものの、個別具体的な検討が必要と思われる事項：△  
 実現可能性について本研究会で検討が必要と思われる事項：P

項番 (調査表の ページ数)	主なアンケート結果(※下線部分が論点)	JIPDEC案	事務局案	備考
1500番台 (P8～9)	●新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の防水防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。	○	・適合例を見ると、一部の項目についてはある程度のスピードで劣化するものと考えられ、必ずしも長く変更される可能性が低いとは言いきれないと考える。 各適合例の内容を検討し、ご意見のような取り扱いが可能か確認する必要があると考える。	
2100番台 (P10)	●本人確認審査の提出資料として、実在確認の「住民票の写し」、意思確認の「印鑑登録証明書」の提出を求めるのは必要と思われるが、属性情報については認定の対象外と銘打ちながら、その確認にあたって法人、個人事業主、資格等の「登記事項証明書」、「資格証明書」の類の確認手続に対して、住民票の写し等と同等に厳密な手続きと規程が要求され、サンプリング調査の対象となっている。属性証明に関する部分は柔軟な対応が可能と考える。	P		
	●電子入札コア対応認証局では、登記事項証明書で証明ができない個人事業主に対して、JACICの定めた認証局仕様により「事業を営んでいることを証明する書類」として、青色申告書／白色申告書、事業の開廃業届けで氏名、住所、事業場所などの記載で事業を営んでいることを証明するが、その情報は電子証明書に全く反映しないが、このケースでも属性情報に過ぎない記載内容の不一致で本人確認審査の不備と指示されており、発行済みの利用者証明書の失効や追加提出の指示をされるケースも出ている。	P	・認定の対象外であり、柔軟な対応は、差し支えないと考える。	

調査項目に対するアンケート結果及び事務局案

項番 (調査表の ページ数)	主なアンケート結果(※下線部分が論点)	JIPDEC案	事務局案	備考
2200番台 (P11～13)	<p>●規則第五条第一項第一号イの方法(身分証などの写真による対面審査)は採用しない。</p> <p>●住民票の写し、印鑑登録証明書等における本人確認方法については、基本的に本人確認資料との完全一致が要求されている。しかし、自治体毎に文字の取扱いや、特に住所の記載方法の取扱いにおいては大きな違いがある。このため自治体毎に一貫性がなく、完全一致の意味を失っている例もあり、厳密に実施する意味を失っており、住所の不一致による本人確認の不備による訂正を利用者に強いているケースも多い。本人確認手続きにおける住所の照合においては、<u>利用申込書の記載が郵便物が確実に本人に届けられる範囲において、公的証明書との照合において同一と見做せる現実的な表記を認めた上で、属性情報として、電子証明書に、住所を格納する場合においては、利用申込書の記載内容に係らず、公的証明書の記載通りに格納することを可能とする考え方を基本とすべきである。</u></p>	-	<p>・当該方法を採用している実例がないので、不要な規定ではないかとの指摘があったところ、当該方法を採用した認定認証事業者が出たため、現在では本意見は当たらないと考える。</p>	認定認証事業者において採用済み
3100番台 (P14)	<p>●電子署名法施行規則第六条第一項の「書類の交付その他の適切な方法」としてインターネットで利用者に重要事項の説明を行う場合、一般的なインターネットでの契約申込と比べ煩雑な手続きとなっている。</p> <p>例えば、申込画面に利用規約のリンクを掲載し「同意ボタン」の押下により同意を求める仕組みは一般的ですが、認定認証業務では、利用規約を全てスクロールして表示させた後に「同意ボタン」を配置しなければならないなど。適合と認められる基準が一般的なインターネット契約での利用規約への同意手続きと同様の手続きで可としていただきたい。</p>	P	<p>・認められないと考える。分量もA4、2～3枚であり、利用者が内容を確認したということを実証するという意味でスクロールすることには意義がある。</p>	
3210番台 (P14)	<p>●実際の調査では左記①～④以外にも証明書に格納されるかされないかに係わりなく属性情報についてもチェックがなされ、審査誤りの指摘を受けたことがある。<u>格納情報と電子証明書に格納されない情報(電子入札コアシステム対応認証局の個人事業主の会社名を含む)とで調査対象の対応が異なるべき。</u></p>	○	<p>・指針規定事項の記載の有無により対応に差をつけるのは差し支えないと考える。</p>	「左記①～④」は、利用申込時の申請書記載事項

項番 (調査表の ページ数)	主なアンケート結果(※下線部分が論点)	JIPDEC案	事務局案	備考
3301～ 3305 (P15)	●毎回サンプリング案件の申し込みから証明書の発行、利用者への送付までの一連の流れをシステムのログで確認いただいている。システムの変更がないことが前提であれば、 <u>全てのシステムのログを確認いただく必要はなく、作業記録等で、当該項番の確認が出来る</u> と考えます。	○	・当該項番の要求事項について確認ができるのであれば、差し支えないと考える。	
3401～ 3402 (P17)	●電子証明書の有効期間の5年を超えないという規程はセキュリティ上の観点からも意味があるが、現実には電子証明書そのものの有効期間を5年としているか否かではなく、発行の可否を決定した公的証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書など)の有効期間が慣例として3ヶ月以内に発行されたものであることから、その分を含めて、実質約5年3ヶ月以内に発行されたものであることが求められて運用されている。やや曖昧な「慣例」を含めた有効期間を設け、これに対応するための業務(審査承認)フローを定めることは大変困難であり、慣例を含めた制度を明確化していただきたいと考える。  (事務局補記: 今回の確認内容) ①公的証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書など)の有効期間は統一的に3ヶ月以内とする。3ヶ月の期間の起算点は、当該公的証明書が事業者へ届く日とする。 ②電子証明書の有効期間は5年であるところ、有効期間の起算点は、可否判断日(上記公的証明書の有効性を確認した日)に統一する。	P	①法令の規定外であるところ、住民票の有効期限等、3ヶ月以内という期限は一般化しており、現在の各認定認証事業者(以下「事業者」という)の運用に沿うものであれば、適合例に追加する形で差し支えないと考える。  ②電子証明書の有効期間の起算点は、各事業者によって考え方が分かれているところであり、各事業者の意見を踏まえて検討する必要があると考えられる。(なお、運転免許証のような起算点の考え方をとるには、どのような問題点があるか整理したい。)	
3410番台 (P17) 3420番台 (P18)	●電子証明書の記載内容を確認するために、電子証明書ファイルに加え、Asn1形式で表示したものを印刷して提出している。調査機関でAsn1形式で証明書の内容を表示するツールを準備いただければ、印刷物を提出する必要がなくなり、 <u>事業者側の事前準備の負担を軽減</u> できると考えます。	○	・印刷物の提出については法令上規定がなく、差し支えないと考える。	
3420番台 (P18)	●指針は相当な変更がない限りにおいて想定されず、 <u>毎年の確認は不要</u> ではないでしょうか。	△	・指針の改正の頻度は高くないと想定され、指針について毎年確認する必要はないと考える。	
3500番台 (P19)	●改ざん検知システムを確認している。一度設備を確認すれば、 <u>変更が無い限りはWebでの動作確認で良い</u> のでは。 ●変更がない場合については、 <u>確認不要</u> ではないでしょうか。	△	・当該調査は、法令の規定外であり、差し支えないと考える。	

調査項目に対するアンケート結果及び事務局案

項番 (調査表の ページ数)	主なアンケート結果(※下線部分が論点)	JIPDEC案	事務局案	備考
3600番台 (P19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役職名等の属性情報は署名法の認定の対象外であることを利用者へ説明することを求められる一方で、属性情報の確認のために利用者に提出を求める書類は、事業者の判断で決めることはできず、利用者への説明に苦慮している。認定の対象外である属性情報の確認方法については、ある程度事業者の判断に委ね、認定基準の緩和ができればと考えます。</li> <li>●変更がない場合については、確認不要ではないでしょうか。</li> </ul>	P	・2100番台と同様	
3420番台 (P18) 3800番台 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子証明書の失効情報の掲載の確認は初回の時には、certviewなどの失効情報のダンプ出力を紙に印刷したものとの比較で実施していたが、当方より、そのテキストファイルを提供することでファイルコンペアを利用するようになったと思われる。現在ではファイルコンペアを使用しているものと考えられるが、規定の方法として紙の印刷は不要と考える。</li> </ul>	○	・印刷物の提出については法令の規定がなく、差し支えないと考える。	
3821 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状失効通知書の写しを保存しエビデンスとしていますが、保管場所の増大もあり、違う手段の検討も必要かと存じます。</li> </ul>	P	<p>失効通知書の写しの保存については法令の規定がないが、通知したことを確認できるようにしておく必要がある。</p> <p>よって、失効通知書の写しの保存の代替として、どのような手段を想定しているか聴取した上で、検討したいと考える。</p>	
3C10番台 (P25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>罷免要員の記録追記指示</u>があった。</li> </ul>	△	・施行規則の趣旨に反しないと考えられ、差し支えないと考える。	

調査項目に対するアンケート結果及び事務局案

項番 (調査表の ページ数)	主なアンケート結果(※下線部分が論点)	JIPDEC案	事務局案	備考
3C20番台 (P25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務委託の場合、委託する業務の範囲は業務委託契約書に定めているため、その契約内容の変更がない限り、その範囲が変更ないことを確認いただけると考えます。</li> <li>●契約書で会社分割などに伴い契約書が承継されている場合には、<u>承継先での確認で問題ないもの</u>と考える。</li> <li>●存在し得る全ての業務委託契約書の内容を確認しているが、委託先がいかなる遠方であっても、これを原本で、その保管状況と共に内容を確認している。委託契約内容の確認は、認証事業者側が責任を持ってコピーを保管することを認めれば、<u>必ずしも遠方へ出向く必要は無い</u>と考えられる。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則の趣旨に反しないと考えられ、いずれも差し支えないと考える。</li> </ul>	
3C30番台 (P26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監査の実施状況のみならず、監査手続きや監査の発見事項への対応状況等について確認されることがあるが、本調査項番では<u>監査の実施状況のみを確認いただければ、調査が簡略化できると</u>考えます。</li> <li>●認証業務に関して外部監査を受けている事業者に関しては、その監査報告書の活用などを検討願いたい。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査の実施状況の確認にとどまる場合、監査で問題があったような場合でも、当該問題についての報告がされないおそれがあり、認められないと考える。</li> <li>・外部監査報告書の活用は合理的と考えられる。</li> </ul>	